

尼崎市子育てファミリー世帯持家取得資金補助制度 募集案内

この制度は、子育てファミリー世帯の居住の促進、居住水準の向上、良質な住宅の普及を図る目的で、一定水準の持家を取得した子育てファミリー世帯に補助金を支給する制度です。

申請できる方の概要

次に記載している床面積等を含む、申請資格のすべての要件(次ページに記載しています)を満たす世帯の方が対象です。

・世帯要件	申請日時点で、新たに市内で取得された住宅に、中学生以下の子と同居している親子世帯
・住宅の床面積	住宅の床面積がマンションは75㎡以上、戸建住宅は100㎡以上 床面積は、売買契約書等に記載されている面積を基本とし、マンションは専有面積(壁芯計算により算出した面積で、バルコニーやポーチなどの共用部分を含まないもの)、戸建住宅は延べ面積とします。
・ローン契約	平成25年4月1日以降に金融機関等と金銭消費貸借(住宅ローン)契約(借入金等を繰上償還して借り換えた場合を除く。)を締結している。

補助金額 一括300,000円(近居世帯等は500,000円)
(補助金額が500,000円になる場合の要件は次ページの下段をご参照下さい。)

募集数 369世帯(現行制度による、新規申請については、今年度をもって終了予定です。)
(1)平成25年度の抽選で落選された方(169世帯)が応募された場合、優先的に取り扱います。
(2)応募多数の場合、抽選により決定します。ただし、国からの補助金の交付状況や近居世帯等の割合によって、新規申請者の当選者数が前後することがあります。
(3)今年度の募集で落選された方は、制度に沿って平成27年度の募集の際、優先的に取り扱います。(この場合、原則として応募要件を満たし、来年度改めて申請する必要があります。)

受付期間 平成26年6月2日(月)~平成26年9月30日(火)

申請方法

下記申請先に直接持参する方法(原則)と郵送する方法がありますが、いずれの場合も最後のページの提出書類チェック表で添付書類に不備がないか確認してから申請して下さい。

申請先に直接持参する場合

申込書類等の他に、訂正印として使用しますので印鑑(認印で可)をご持参下さい。

郵送による場合

書類一式を封筒に入れて、下記申請先に平成26年9月30日(火)までに必着するように投函してください。なお、配達の確認をする必要がありますので、郵送にあたりましては、事前に住宅・住まいづくり支援課まで電話でその旨ご連絡をお願いします(その際にも提出書類等を確認させていただきます)。

書類不備や記入間違いなどがあれば、受付ができないため返送する場合がありますので、不備等のないようご注意ください。

申請先(問い合わせ先)

尼崎市役所 住宅・住まいづくり支援課(北館5階)
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(06-6489-6618)
(平日午前8時45分~正午、午後1時~午後5時30分)
できるだけお昼休み中(正午~午後1時)を避けてご連絡・ご来庁下さい。



申請資格要件

申請するためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

1 対象となる世帯

申請日時時点で、新たに市内で取得された住宅に、中学生以下の子どもと同居している親子世帯であること。

持家を取得し、平成25年4月1日以降に当該住宅取得に係るローン契約（借入金等を繰上償還して借り換えた場合の消費貸借契約を除く。）を締結していること。

申請日時時点で、世帯全員が当該住宅で住民登録をされ、市県民税を完納していること。

2 対象となる住宅

住宅の床面積（*1）が、マンションは75㎡以上、戸建住宅は100㎡以上であること。

（*1）売買契約書等に記載されている面積を基本とし、マンションは専有面積（壁芯計算により算出した面積で、バルコニーやポーチなどの共用部分を含まないもの）、戸建住宅は延べ面積とします。

住宅の場所が原則として次に掲げる区域内でないこと。（詳細は4～6ページの別図を参照）

ア 工業専用地域

イ 工業地域

ウ 準工業地域のうち工業系指向地域（*2）

ただし、上記イ・ウの地域内であっても、住宅を建築する場合に敷地の周囲に緩衝緑地帯を整備する必要がない住工共存型特別工業地区（*3）及び特例措置制度適用地区（*4）並びに地区計画その他市長が定めるまちづくりの計画により、住宅及び工場が周辺と調和して共存することを目指す土地利用方針が定められた区域は補助対象となります。（*2～4については4ページの説明をご参照ください。）

建築基準法に規定する検査済証が交付されていること。

昭和56年6月1日以降に確認済証が交付（*5）されている住宅であること。

ただし、昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている住宅であっても次の住宅は補助対象になりません。

ア 住宅金融支援機構のフラット35を利用して取得した住宅

イ 住宅の耐震改修工事を行ったこと又は新耐震基準と同等の耐震性能が確保されていることを示す公的な書類がある住宅（耐震基準適合証明書が発行されている場合やわが家の耐震改修促進事業を利用したことが分かる場合など）。

（*5）確認済証の交付日は提出書類である検査済証に記載されております。

取得した住宅の持分比率が、世帯員全員で2分の1以上であること。

平成23年度以降に尼崎市子育てファミリー世帯持家取得資金補助制度による補助決定を受けていないこと。

補助申請を行う住宅について、申請者以外の構成員がこの制度による補助の申請をしていないこと。

補助金額が50万円になる場合

上記の申請資格要件を満たした上で、次のいずれかに該当する場合は、補助金額を20万円加算して50万円とします。

申請日時時点で、申請者または配偶者の親と同居している世帯（多世帯という）で、住宅の床面積がマンションは95㎡以上、戸建住宅は125㎡以上である場合。

申請日時時点で、申請者または配偶者の親が1年以上市内に居住しており、かつ、申請者が住宅の取得に伴い市外から転入した世帯（近居世帯という）の場合。

補助申請に必要な書類

の補助申請書に所定の事項を記入し、～の必要書類と一緒に提出して下さい。必要書類が不足していると、申請を受け付けることができませんのでご注意下さい。訂正印として使用しますので、印鑑（認印で可）もご持参下さい。また、下記以外に尼崎市が追加で資料の提出を求める場合があります。

尼崎市子育てファミリー世帯持家取得資金補助申請書

訂正される場合は、修正液を使用せずに見え消しのうえ訂正印を押印して下さい。

不動産売買契約書または工事請負契約書のコピー

売買物件の所在・面積・代金の表示及び売主買主が署名及び捺印されている部分をコピーして下さい。契約条項や約款部分は特に必要ありません。

建物平面図（戸建住宅は延べ面積、マンションは専有面積が確認できる図面等）のコピー

建物の設計図やパンフレット等で、住宅の間取りとともに戸建住宅は延べ面積、マンションは専有面積が確認できる図面等のコピーを提出してください。

金銭消費貸借契約書（住宅ローン契約書）のコピー

書類に「契約書」と記載されていない「お客様控」や「ローン申込書」では申請できません。お手元がない場合などは、借入先の金融機関等にお問い合わせ下さい。

構成員全員の住民票の写し

申請書の「住民登録状況及び課税状況等の調査に関する同意」の欄で同意された場合は不要です。構成員全員が市内で住民登録されていることが必要です。

構成員全員の平成25年度の市県民税の納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）

- ・平成25年度に尼崎市で課税されている方（平成25年1月1日時点で尼崎市に居住されていた方）で申請書の「住民登録状況及び課税状況等の調査に関する同意」の欄で同意された場合は不要です。
- ・平成25年度に尼崎市以外で課税されている方（平成25年1月1日時点で尼崎市以外に居住されていた方）は、課税されている市町村で納税証明書をとっていただく必要があります。

建築基準法の規定による検査済証のコピー

次のページに例があります。「確認済証」や「住宅性能保証書」などでは申請できません。検査を行っていない住宅は検査済証がないため申請できません。お手元がない場合などは、建築業者や不動産業者にお問い合わせ下さい。

耐震改修工事を行ったこと又は新耐震基準と同等の耐震性能を有することを証明する公的な書類のコピー

建築確認済証の交付日が昭和56年5月31日以前であり、かつ住宅金融支援機構「フラット35」又は「フラット35S」を利用していない場合のみ必要です。

（近居世帯の場合のみ）市内居住の親の住民票の写し

申請書の「2 住民登録状況等の調査に関する同意」の欄で親の方が同意された場合は不要です。

（近居世帯の場合のみ）申請者又は配偶者とその親との親子関係を証明できる戸籍抄本等

近居世帯の中で、申請者又は配偶者の親と同居しており、住民票の写しで親子関係が確認できる場合は、があれば不要です。

アンケート

検査済証の例

下記はあくまで例示です。様式等が異なる検査済証もあります。

第二十四号様式（第四条の六関係）
建築基準法第7条の2第5項の規定による
検査済証

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

指定確認検査機関名 印

下記に係る工事は、建築基準法第 条第 項の規定による検査の結果、建築基準法第 条第 項（建築基準法第 条の 第 項の規定により読み替えて適用される同法第 条第 項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

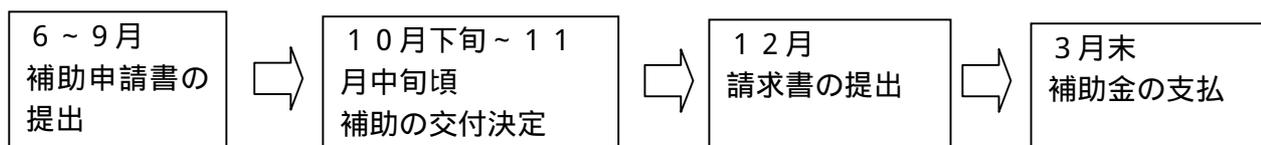
記 第 号
平成 年 月 日

1. 確認済証番号
2. 確認済証交付年月日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は増築場所
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(省略)
延べ面積 m²
(省略)

確認済証交付年月日

・一戸建ての場合は、この面積又は売買契約書の延べ床面積を申請書に記載して下さい。
・マンションの場合は、建物全体の面積が記載されていますので、この面積ではなく、売買契約書等に記載されている専有面積を申請書に記載して下さい。

手続きの流れ



(1) 補助の交付決定（応募多数の場合は抽選）

申請内容が適正であれば10月下旬から11月中旬頃に補助決定します。決定内容は、交付決定通知書でお知らせします。

応募多数の際は抽選になりますが、落選者は制度に沿ったうえで、平成27年度の募集の際に優先的に取り扱う予定としています（この場合でも平成27年度の申請書等を提出する必要があります）。平成26年度に落選した方が、来年度に申請する場合は、次の要件を満たす必要はありません。

同居している子が中学生以下であること。

平成26年4月1日以降に金融機関等と金銭消費貸借契約を締結していること。

(2) 請求書の提出

交付決定の際に交付決定通知書と請求書を郵送しますので、請求書に必要事項を記入し、押印の上、提出してください。

(3) 補助金の支払

補助金は、3月末に口座振込により交付します。

この補助金は、所得税法上課税対象となりますので、確定申告しなければならない場合があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

補助の取り消しについて

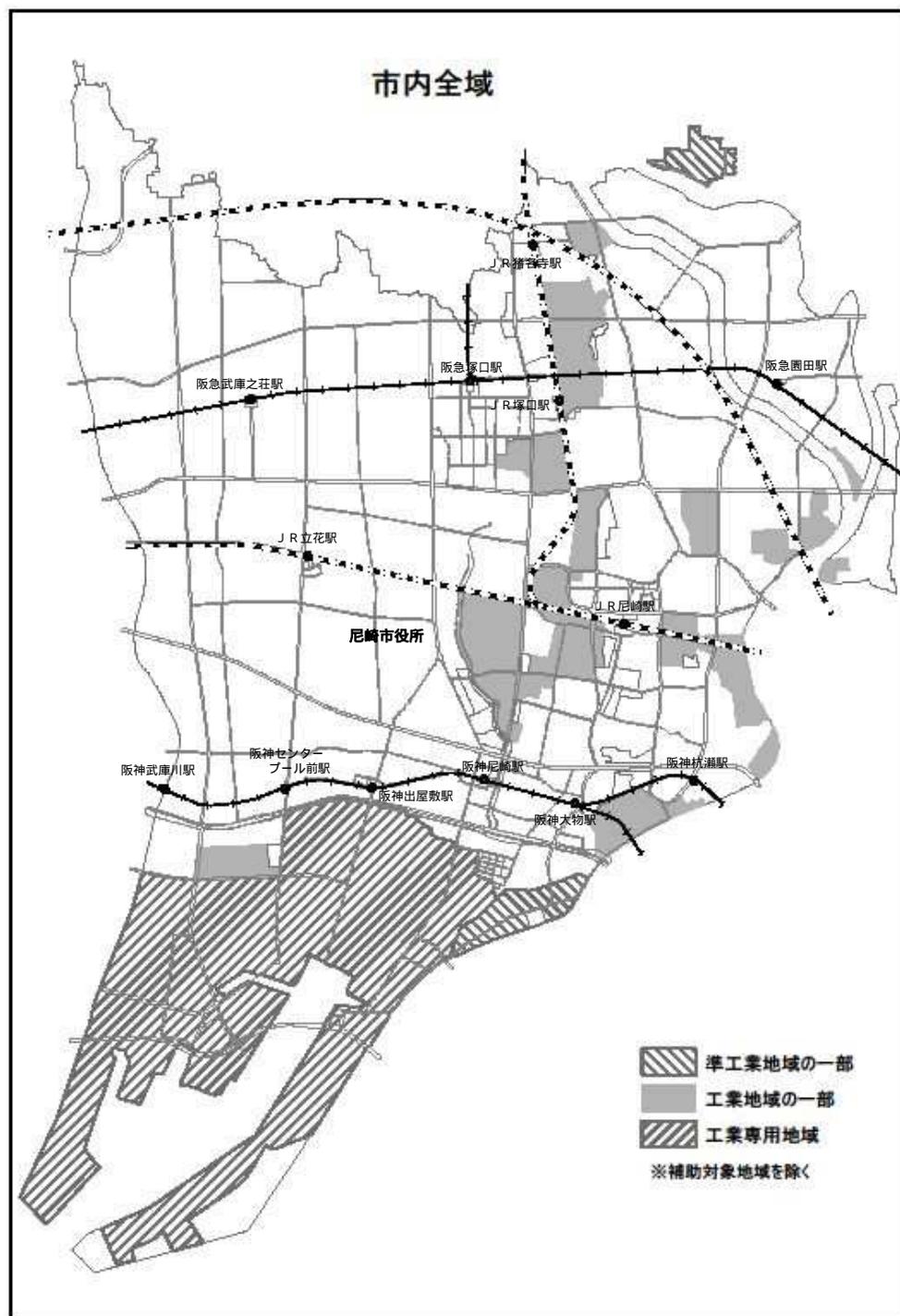
以下の場合には、補助決定を取り消し、補助金を返還していただきますのでご了承ください。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

工業地域等のうち補助対象外の区域(別図)

下図で斜線または網掛けになっている区域の住宅は補助対象外です。

次ページ以降に下図の ~ の地域の詳細版を掲載しています。



* 2 工業系指向地域

住宅を建築する場合は、敷地の周囲に緩衝緑地帯を整備する必要がある地域です。(図の ・)

* 3 住工共存型特別工業地区

住宅と工場の共存を図るため、高さ規制と併せて住環境と工場の操業環境の双方に配慮した用途制限などを定める地区です。

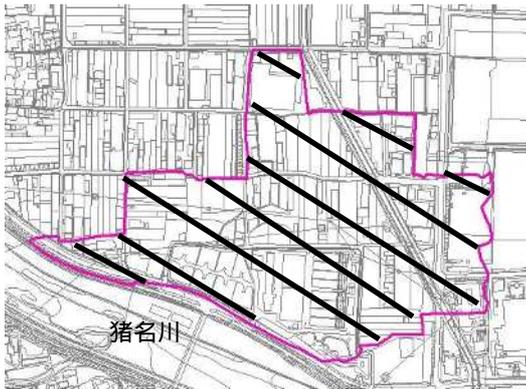
* 4 特例措置制度適用地区

高さ制限、防音サッシの整備等を行うことで緩衝緑地の設置なく住宅建設を可能とする地区です。

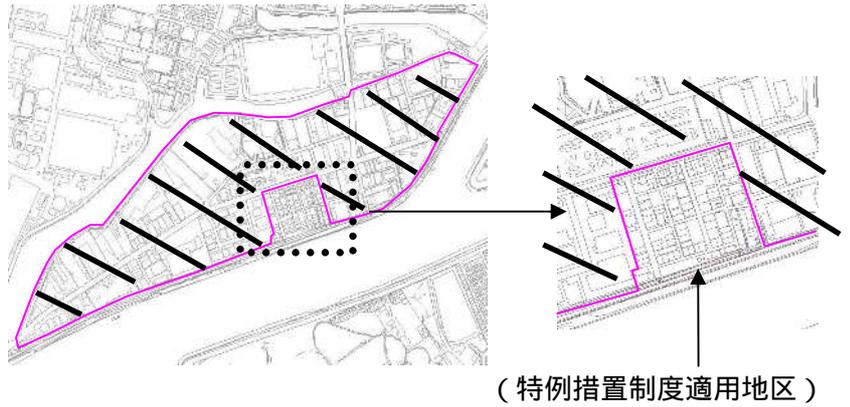
【 ・ 準工業地域のうち補助対象外の区域】

斜線の部分は補助対象外です。

田能 6丁目



南初島町（特例措置制度適用地区を除く）、北初島町、東初島町



【 ・ 工業地域のうち補助対象外の区域】

水色に塗っている部分は補助対象外です。

元浜町・道意町



阪神杭瀬駅周辺

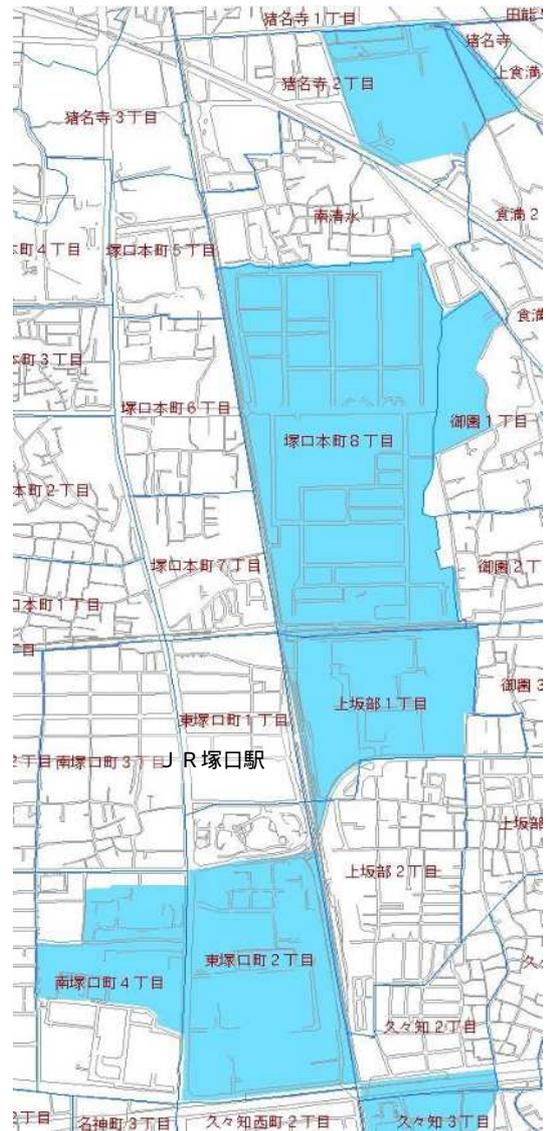


【 ~ 工業地域のうち補助対象外の区域】
 水色に塗っている部分は補助対象外です。

J R 尼崎駅周辺



J R 塚口駅周辺



神崎町周辺



提出書類チェック表

尼崎市子育てファミリー世帯持家取得資金補助制度の申請に必要な書類は子育て世帯・多世帯と近居世帯によって、異なっておりますので、申請にあたりましては、下の必要書類チェック表で添付漏れが無いか確認の上、申請していただきますよう、よろしくお願ひします。

- ・子育て世帯：中学生以下の子と同居している親子世帯
- ・多世帯：子育て世帯のうち、申請者又は配偶者の親と同居している世帯
- ・近居世帯：子育て世帯のうち、今回の住宅の取得に伴い尼崎市外から転入した世帯で、申請者又は配偶者の親が1年以上市内に居住している世帯

は必須、 は必要な場合あり、 × は不要です。

提出書類	子育て世帯	多世帯	近居世帯	チェック欄	備考
尼崎市子育てファミリー世帯持家取得資金補助申請書					ご記入にあたりましては、このパンフレットに挟んでいる申請書記入例をご参照下さい。
不動産売買契約書または工事請負契約書のコピー（ 1 ）					（ 1 ） 売買物件の所在・面積・代金の表示及び売主買主が署名及び捺印されている部分をコピーしてください（契約条項や約款部分は特に必要ありません）。特にマンションの場合は、専有面積が記載されている部分のコピーを提出して下さい。
建物平面図（戸建住宅は延べ面積、マンションは専有面積が確認できる図面等）のコピー（ 2 ）					（ 2 ） 建物の設計図やパンフレット等で、住宅の間取りとともに戸建住宅は延べ面積、マンションは専有面積が確認できる図面等のコピーを提出して下さい。
金銭消費貸借契約書（住宅ローン契約書）のコピー					
構成員全員の住民票の写し	（ 3 ）	（ 3 ）	（ 3 ）		（ 3 ） 市が端末等で確認することに同意した場合は不要です。
構成員全員の平成25年度の市県民税の納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）	（ 4 ）	（ 4 ）	（ 4 ）		（ 4 ） ・平成25年度に尼崎市で課税されている方（平成25年1月1日時点で尼崎市に居住されていた方）で市が端末等で確認することに同意された場合は不要です。 ・平成25年度に尼崎市以外で課税されている方（平成25年1月1日時点で尼崎市以外に居住されていた方）は、課税されている市町村で納税証明書をとっていただく必要があります。
建築基準法の規定による検査済証のコピー					
耐震改修工事を行ったこと又は新耐震基準と同等の耐震性能を有することを証明する公的な書類のコピー	（ 5 ）	（ 5 ）	（ 5 ）		（ 5 ） 確認済証の交付日が昭和56年5月31日以前であり、かつ住宅金融支援機構の「フラット35」又は「フラット35S」を利用していない場合のみ必要です。
近居世帯の場合は、市内居住の親の住民票の写し	×	×	（ 6 ）		（ 6 ） 市が端末等で確認することに、親の方が同意した場合は不要です。
近居世帯の場合は、申請者又は配偶者とその親との親子関係を証明できる戸籍抄本等	×	×	（ 7 ）		（ 7 ） 近居世帯の中で、申請者又は配偶者の親と同居しており、住民票で親子関係が確認できる場合は、 があれば不要です。
アンケート					

- ・市が端末等で確認することに同意した場合とは、申請書の「 1 住民登録状況及び課税状況等の調査に関する同意」及び「 2 住民登録状況等の調査に関する同意（近居世帯等の場合のみ）」の欄に署名・捺印をした場合のことです。
- ・上記以外に尼崎市が追加で資料の提出を求める場合があります。